

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概	要
---	---

機	構
---	---

財	政
---	---

事	業
---	---

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

概 要

東京都区市町村振興協会（以下「本協会」という。）は、東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、財政支援のための貸付事業など区市町村を支援する事業を行い、もって都民福祉の増進に資することを目的として、昭和54年4月1日に財団法人として設立された。その後、平成20年12月1日の公益法人制度改革三法の施行を機に、より透明で効率的な財団運営を図るため、平成22年3月23日に東京都知事の認定を受け、同年4月1日から公益財団法人として活動している。

事業活動としては、市町村振興宝くじ（通称「サマージャンボ宝くじ」）の収益金を原資とする基金を設け、災害対策事業や施設整備事業の資金として長期・短期の資金貸付を行うとともに、区市町村が共同して行う各種の事業に対する助成や、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

また、平成13年度から発売されている市町村振興宝くじ（通称「ハロウィンジャンボ宝くじ」）の収益金を、各区市町村に交付している。

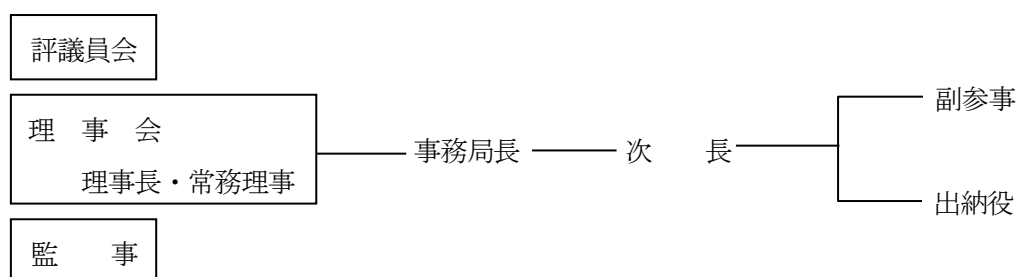
機 構

1 概 説

役員の選任・解任、定款の変更等を決議する機関として評議員会を、業務執行の決定等を行う機関として理事会を置き、理事長の下に事務局を設置している。

また、理事の職務執行及び計算書類等を監査する機関として監事が置かれている。

組織図（令和8年4月1日現在）



2 評議員会

評議員・理事及び監事の選任・解任、同職の報酬等の額・支給基準の決定、貸借対照表・正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認、定款の変更等を決議する機関で、評議員6人で構成されている。開催は、定時評議員会を毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開かれる。評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

評議員会開催状況（令和7年度）

定時評議員会（令和7年6月26日）

議案 番号	議 案	内 容
1	令和6年度決算報告の件	令和6年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を承認した。
2	評議員の辞任に伴う補欠選任の件	評議員の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 高際みゆき氏（豊島区長） 渡邊裕一氏（品川区議会議員） 佐藤弘治氏（福生市議会議員） 山本忠志氏（八丈町議会議員）
3	役員の辞任に伴う補欠選任の件	理事の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 阿部裕行氏（多摩市長） 師岡伸公氏（奥多摩町長）

第1回臨時評議員会（令和7年12月4日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	監事の辞任に伴う補欠選任の件	監事の辞任に伴い次の者を補欠選任した。 近藤豊久氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長）
2	令和7年度収支予算書（補正予算第1次）の件	令和7年度 収支予算書（補正予算第1次）を承認した。

第2回臨時評議員会（令和8年1月23日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	「日中友好交流事業」（議長会）に係る追加事業費助成の件	追加事業費助成を承認した。
2	令和7年度収支予算書（補正予算第2次）の件	令和7年度 収支予算書（補正予算第2次）を承認した。

第3回臨時評議員会（令和8年3月11日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	令和8年度 事業計画書の件	令和8年度 事業計画書を承認した。
2	令和8年度 収支予算書の件	令和8年度 収支予算書を承認した。

3 理事会

本協会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選任・解任を行う機関で、理事6人で構成されている。評議員会の開催を理事会の決議により理事長が招集することから、理事会は評議員会の開催前に開かれるほか、理事長が必要に応じて招集する。

理事会開催状況（令和7年度）

第1回理事会（令和7年6月9日）

議案 番号	議 案	内 容
1	令和6年度事業報告の件	令和6年度の事業報告を承認した。
2	令和6年度決算報告の件	令和6年度の決算報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）を承認した。
3	評議員及び役員の辞任に伴う補欠選任候補者の推薦の件	評議員及び役員の辞任に伴い補欠選任候補者として次のとおり推薦することを決定した。 ・ 評議員補欠選任候補者 高際みゆき氏（豊島区長） 渡邊裕一氏（品川区議会議員） 佐藤弘治氏（福生市議会議員） 山本忠志氏（八丈町議会議員） ・ 理事補欠選任候補者 阿部裕行氏（多摩市長） 師岡伸公氏（奥多摩町長）
4	令和7年度定時評議員会の開催の件	令和7年度定時評議員会の開催について決定した。

第2回理事会（令和7年11月14日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	監事の辞任に伴う補欠選任候補者の推薦の件	監事の辞任に伴い次の者を補欠選任後者として推薦することに決定した。 近藤豊久氏（東京都総務局多摩島しょ振興担当部長）
2	令和7年度収支予算書（補正予算第1次）の件	令和7年度 収支予算書（補正予算第1次）を承認した。
3	令和7年度第1回臨時評議員会（書面決議）の開催の件	令和7年度第1回臨時評議員会（書面決議）の開催について決定した。

第3回理事会（令和7年12月16日） 書面決議

議案 番号	議 案	内 容
1	「日中友好交流事業（議長会）」に係る追加事業費助成の件	「日中友好交流事業（議長会）」に係る追加事業費を助成することに決定した。
2	令和7年度収支予算書（補正予算第2次）の件	令和7年度 収支予算書（補正予算第2次）を承認した。
3	令和7年度第2回臨時評議員会（書面決議）の開催の件	令和7年度第2回臨時評議員会（書面決議）の開催について決定した。

第4回理事会（令和8年2月2日）

議案 番号	議 案	内 容
1	令和8年度 区市町村振興共同事業助成の件	令和8年度の区市町村振興共同事業への助成を決定した。
2	令和8年度事業計画書の件	令和8年度事業計画書を決定した。
3	令和8年度収支予算書の件	令和8年度収支予算書を決定した。
4	令和7年度第3回臨時評議員会の開催の件	令和7年度第3回臨時評議員会の開催について決定した。

4 役員及び職員

本協会の役員は、理事長、常務理事、理事4人及び監事3人で構成され、役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までである。

(1) 理事長・常務理事及び理事

理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。理事長及び常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事となっている。理事は、本協会の職務を執行する。

(2) 監 事

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

また、いつでも理事等に対して事業報告を求め、業務及び財産状況を調査する権限がある。

令和6年度の事業執行状況、会計処理、収支決算及び財産状況等については、令和7年4月25日に監事会を開催し、監査を行った。監査の結果は次のとおりであった。

ア 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

(イ) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

イ 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び正味財産の増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

ウ 資金収支計算書の監査結果

資金収支計算書は、当協会の資金収支の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 職 員

事務局には、事務局長及び所要の職員を置いている。事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、事務局長以外の職員は、理事長が任免している。

現在、事務局長は常務理事が兼務し、職員は公益財団法人特別区協議会との業務支援に関する協定により、同協議会職員（12 人）が兼務している。

1 概 説

本協会の財源は、市町村振興宝くじ(通称「サマージャンボ宝くじ」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ」)の発売収益に係る東京都からの交付金である。

なお、インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）の8月及び9月発売回の収益金が「サマージャンボ」及び「ハロウィンジャンボ」と同様に配分された。

2 サマージャンボ宝くじに係る交付金

サマージャンボ宝くじは、その収益金を区市町村振興の財源に充てることを目的として、昭和54年に設けられ、毎年7月に発売されている。交付金は、収益金を都道府県ごとに団体（区市町村）数、人口及び売上高（各都道府県における売上高）を3分の1ずつの割合で算出して配分し、各都道府県から交付される。

①令和7年度サマージャンボ等東京都交付金	2,243,517,701円
♣内訳	
・サマージャンボ・ジャンボミニ	2,091,481,274円
・前年度時効金	117,874,422円
・クイックワン8月発売回	34,162,005円
②一般財団法人全国市町村振興協会への納付額（10％）	224,351,765円
③実収入	2,019,165,936円
④発売時期	
・サマージャンボ・サマージャンボミニ	：令和7年7月11日～8月11日
・クイックワン8月発売回	：令和7年8月1日～8月31日

3 ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

ハロウィンジャンボ宝くじ（平成29年度に「オータムジャンボ宝くじ」から改称）は、その収益金を区市町村へ全額交付することを目的として、平成13年度より設けられ、毎年10月頃に発売されている。交付金は、サマージャンボ宝くじと同様の方法で、各都道府県から交付される。

①令和7年度ハロウィンジャンボ等東京都交付金	1,570,971,779円
❖内訳 ・ハロウィンジャンボ・ハロウィンミニ	1,461,622,744円
・前年度時効金	80,719,121円
・クイックワン9月発売回	28,629,914円
②預金利息収入	267,597円

③62区市町村への交付日 令和8年3月3日

①+②の合計額（1,571,239,376円）を各区市町村に均等に配分する均等割及び10月1日現在の人口数に応じて配分する人口割を2分の1ずつの割合で62区市町村に交付した。

④発売時期

- ・ハロウィンジャンボ・ハロウィンミニ：令和7年9月19日～10月19日
- ・クイックワン9月発売回：令和7年9月1日～9月30日

4 会 計

本協会の会計は、公益法人会計基準（「平成20年基準」内閣府公益認定等委員会・平成20年4月11日制定）に基づき、公益目的事業会計と法人会計に区分して処理している。

令和8年度予算（資金収支計算ベース）は次表のとおりである。

(1) 公益目的事業会計

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度予算額	令和 7 年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	-	-	-
特定資産運用収入	506,520	366,125	140,395
貸付金償還収入	14,809,384	14,644,953	164,431
交付金等収入	3,541,951	3,789,116	△247,165
雑収入	569	200	369
事業活動収入計 a	18,858,424	18,800,394	58,030
2 事業活動支出			
① 事業費支出	19,474,683	20,400,677	△925,994
② 管理費支出	-	-	-
事業活動支出計 b	19,474,683	20,400,677	△925,994
事業活動収支差額 A (a-b)	△616,259	△1,600,283	984,024
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	17,492,781	18,603,552	△1,110,771
投資活動収入計 c	17,492,781	18,603,552	△1,110,771
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	16,957,039	17,023,557	△66,518
投資活動支出計 d	16,957,039	17,023,557	△66,518
投資活動収支差額 B (c-d)	535,742	1,579,995	△1,044,253
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	-	-	-
財務活動支出計 f	-	-	-
財務活動収支差額 C (e-f)	-	-	-
IV 予備費支出 D	7,000	7,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△87,517	△27,288	△60,229
前期繰越収支差額	87,517	27,288	60,229
次期繰越収支差額	0	0	0

(2) 法人会計

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度予算額	令和 7 年度予算額	増△減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産運用収入	175	52	123
特定資産運用収入	24,030	26,177	△2,147
貸付金償還収入	-	-	-
交付金等収入	239,578	265,239	△25,661
雑収入	1,046	49	997
事業活動収入計 a	264,829	291,517	△26,688
2 事業活動支出			
① 事業費支出	-	-	-
② 管理費支出	264,829	291,517	△26,688
事業活動支出計 b	264,829	291,517	△26,688
事業活動収支差額 A (a-b)	0	0	0
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計 c	0	0	0
2 投資活動支出			
特定資産積立支出	0	0	0
投資活動支出計 d	0	0	0
投資活動収支差額 B (c-d)	0	0	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計 e	0	0	0
財務活動支出計 f	0	0	0
財務活動収支差額 C (e-f)	0	0	0
IV 予備費支出 D	1,000	1,000	0
当期収支差額 A+B+C-D	△1,000	△1,000	0
前期繰越収支差額	1,000	1,000	0
次期繰越収支差額	0	0	0

事業

1 概 説

「東京都内の区市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、必要な諸事業を行い、もって都民福祉の増進に資する」という本協会の目的を達成するために、区市町村の財政支援のための貸付事業、市町村振興宝くじ交付金の交付事業、区市町村が共同して行う区市町村の振興に資する事業への助成事業、区市町村の振興に関する情報提供事業を行っている。

本協会の事業は、定款第4条第1項各号に定めている。

2 事業

(1) 区市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

サマージャンボ宝くじの発売に係る収益金の交付金を基金として積立て、区市町村に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、長期及び短期の資金貸付を行っている。

令和8年度貸付（令和8年5月現在）

	長期貸付		短期貸付	
予 算 額	100 億円		50 億円	
貸付対象事業	・災害に関する事業 ・区市町村等における施設等整備事業（長期貸付にあつては、地方債の起債に関して届出、同意又は許可がなされた事業）			
貸 付 条 件	貸付期間	据置期間	利 率	利 率
	5 年以内	1年以内	財政融資資金と貸付期間等が同一条件の利率に0.3を乗じた率(小数点第2位四捨五入)を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。 ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.7を乗じて得られた率（小数点第3位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。	財政融資資金の満期一括償還5年以内の利率に0.5を乗じた率（小数点第2位四捨五入）を当該財政融資資金の利率から減じて得られた率とする。 ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%以上0.1%以下の場合については、当該貸付利率に、0.5を乗じて得られた率（小数点第3位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が0.01%未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。
	10 年以内	2年以内		
	15 年以内	3年以内		
	20 年以内	3年以内		
償 還 時 期 及 び 方 法	年1回（5月20日）、半年賦元金均等償還			年4回（4月・7月・10月の1日及び1月4日）、同一会計年度内に元金利息を一括償還

注 短期貸付については、次の事業の利息を免除している。

①地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業、②国又は東京都の補助金を受けている災害復旧事業等

ア 長期貸付の貸付状況

令和7年度（令和7年5月20日貸付）貸付結果

償還期間別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
償還期間 5 年以内	1 区 2 市 1 町村	832,500	0.6%
償還期間 10 年以内	3 区 17 市 6 町村	4,460,300	0.8%
償還期間 15 年以内	1 区 3 市	200,100	1.0%
償還期間 20 年以内	6 区 8 市	5,065,800	1.2%
計	10 区 20 市 7 町村	10,558,700	

注 貸付団体は、償還期間別に重複する団体がある。

イ 短期貸付の貸付状況

令和7年度貸付結果

貸付月別	貸付団体数	貸付金額(千円)	貸付利率(年)
4月1日貸付 (施設等整備事業)	1 町	500,000	0.60%
4月1日貸付 (災害対策事業)	1 村	88,000	免除
計	1 町 1 村	588,000	

(2) 市町村振興宝くじ交付金の区市町村への交付事業（定款第4条第1項第2号）

平成13年度から収益金を区市町村に配分することを目的として、オータムジャンボ宝くじ（平成29年度から「ハロウィンジャンボ宝くじ」に改称）が発売された。配分方法は、各区市町村に均等に配分する均等割と10月1日現在の人口数に応じて配分する人口割を2分の1ずつの割合で区市町村へ交付している。

(3) 区市町村振興共同事業助成（定款第4条第1項第3号）

○令和7年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体の行う事業に対し、サマージャンボ事業基金（以下「事業基金」という。）及び事業基金の運用益を充当し、次のとおり助成した。

ア 62区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業

62区市町村が緑保全や温室効果ガス削減への取組において連携・共同することにより、各自治体や地域の特性に応じた自然環境保護、地球温暖化防止対策の推進を図るための特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の共同事業に対し助成。

令和7年度は、「温室効果ガス標準算定手法の共有化推進」「各団体の実施する事業との連携」「気候変動への適応策に関する調査研究」ほかの事業に対し、事業基金を充当して139,417,060円を助成した。

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業

多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流及び人材育成、ひいては多摩・島しょの魅力を高める事業に対し助成。

令和7年度は、子ども体験塾事業、観光振興連携活動事業、一般連携活動事業に対し、事業基金を充当して209,867,139円を助成した。

(イ) 東京39市町村の自治に関する調査研究等事業

市町村の広域的・共通的な課題について調査研究を行い、多摩・島しょ地域の各市町村の自治の振興に寄与する事業に対し助成。

多摩・島しょ地域市町村の広域的・共通な課題について調査研究を実施し、自治の振興に寄与する事業に対し助成した。

生成A I の活用に関する調査研究、人材育成・確保に関する調査研究、生物多様性の保全・持続可能な利用に関する調査研究、まちづくりへの若者参画のための取組に関する調査研究、情報資源活用事業、ごみ実態調査、多摩地域データブック、市町村税・財政参考資料作成等の調査研究事業、機関誌(ぐるり39)、情報提供誌(ニュース・レター)の発行等の情報提供事業、シンポジウムの開催、出前講座の実施等の普及啓発事業に対し、事業基金を充当して94,700,000円を助成した。

(ウ) 多摩26市自治推進事業

令和3年度から7年度までの政策テーマ「多摩地域における行政のデジタル化」の取組として、多摩30市町村の職員と連携し、行政手続きのオンライン化を推進する事業に助成。

多摩26市に共通する行政課題について、ヒアリング、調査・研究、研修会の開催等の政策提言推進事業や、地域活性化センターの提供する各種データベースを活用する地域活性化事業に対し助成。

令和7年度は、事業基金及び事業基金運用益を充当して326,589,024円を助成した。

(エ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

多摩地域自治体のペーパーレス化・デジタル化を推進する事業に対し助成。

令和7年度は、事業基金運用益を充当して4,329,226円を助成した。

(オ) 多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業

多摩・島しょ地域の市町村が実施する行政手続のオンライン化に関する事業を支援又は活性化し、住民の利便性の向上と自治体業務の効率化を促進することを目的とした事業に対し助成。

令和7年度は、事業基金を充当して956,535,161円を助成した。

(カ) 東京都町村自治推進事業

都及び国の予算、施策に関して町村からの要望を取りまとめ、国に対して要望活動を実施する政務活動事業。また、自主的・主体的に地域活性化に取り組めるよう、地域活性化センターのデータベース活用に係る経費に対し助成。

令和7年度は、政務活動事業、調査研究事業、自治振興事業に対し、事業基金及び事業基金運用益を充当して8,000,000円を助成した。

(キ) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業

町村事務におけるリモート会議環境整備及び情報提供、デジタル化による町村会の事務効率化推進に対し助成。

令和7年度は事業基金を充当して2,219,271円を助成した。

(ク) 東京自治会館本館再整備事業

東京自治会館本館再整備事業に係る、コンストラクション・マネジメント業務委託、移転施設整備に係る賃借料及び本館再整備に係る設計監理業務委託等を実施する事業に対し助成。

令和7年度は事業基金を充当して355,413,067円を助成した。

(ケ) 再整備を契機とする新規共同事務の構築に関する調査研究業務

新規共同事務の実施に係る検討に伴う調査を行う業務に対し助成。

令和7年度は事業基金を充当して6,235,046円を助成した。

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

(ア) 特別区全国連携プロジェクト関連事業

各区及び23特別区が全国各地域と連携・交流をさらに深める契機となる特別区全国連携プロジェクト関連事業を実施することにより、東京を含めた各地域の経済の活性化、地域の振興を図る事業、及び被災地支援事業に対し助成。

令和7年度は、事業基金を充当して58,544,553円を助成した。

(イ) 「特別区長会調査研究機構」事業

特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に設置された「特別区長会調査研究機構」事業に対し助成。

令和7年度は事業基金を充当して79,407,826円を助成した。

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

(ア) 特別区の自治に関する普及啓発等事業

- ・ 調査研究事業：特別区制度の調査研究、特別区の事務事業に係る法律上の紛争の調査研究
- ・ 特別区の自治に関する情報提供事業：資料の収集・管理・提供等
- ・ 特別区の自治に関する普及啓発事業：講演会の実施、展示等
- ・ 企画広報事業：刊行物の発行、ホームページの運営等
- ・ 地方行財研究会資料の提供事業：「地方行財政 Web」による行政情報の提供
- ・ 特別区自治情報・交流センターの管理等

令和7年度は、事業基金及び事業基金運用益を充当して165,500,000円を助成した。

(イ) 東京30市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発等事業

- ・ 実態調査事業：多摩地域ごみ実態調査、多摩地域データブック作成など

- ・ 市町村の自治に関する普及啓発事業：機関誌（ぐるり 39）・情報提供誌（ニュース・レター）の発行、ホームページによる情報提供など
 - ・ 広域的市民活動への支援事業：広域的市民活動団体に会議室機器類等の提供など
- 令和7年度は、事業基金運用益を充当して129,500,000円を助成した。

オ 区市町村職員共同研修事業

行政の専門職及び行政実務の専門家として求められる高度な専門的知識・技能等の向上を目的として行われる、特別区職員及び東京都市町村職員の研修事業に対し助成。

令和7年度は、特別区人事・厚生事務組合（特別区職員研修所）及び東京市町村総合事務組合（東京都市町村職員研修所）が実施する共同研修事業に対し、事業基金を充当し、各組合に35,000,000円を助成した。

カ 日中友好交流事業

東京都と北京市において、両都市の市民間の友好往来を増進し、経済、文化芸術、教育、科学技術、都市建設などの面において多様な形による広範な交流を行うための友好交流事業に対し助成。

- ・ 特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会が合同で北京市区人民代表大会友好代表団を東京に招聘する事業

- ・ 東京都特別区・市・町村議会議長会が合同で東京都区市町村友好代表団が北京市を訪問する事業

令和7年度は、事業基金運用益を充当して18,142,307円を助成した。

○令和8年度事業

区市町村が共同して行う事業並びに区及び市町村で構成する団体が行う事業に対し、事業基金及び事業基金の運用益を充当し、令和8年度は次のとおり助成する予定である。

ア 63区市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業

予算額 148,410千円

イ 東京39市町村が連携及び共同して行う事業

(ア) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業 予算額 243,941千円

(イ) 東京39市町村の自治に関する調査研究等事業 予算額 100,000千円

(ウ) 多摩26市自治推進事業 予算額 386,048千円

(エ) 多摩地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業 予算額 5,000千円

(オ) 東京都町村自治推進事業 予算額 13,000千円

(カ) 西多摩及び島しょ地域ペーパーレス化・デジタル化推進事業 予算額 16,000千円

(キ) 東京自治会館本館再整備事業 予算額 1,500,000千円

(ク) 再整備を契機とする新規共同事務の構築に関する調査研究業務 予算額 9,000千円

ウ 23特別区が連携及び共同して行う事業

- (ア)特別区全国連携プロジェクト関連事業 予算額 121,696千円
(イ)「特別区長会調査研究機構」事業 予算額 109,496千円

エ 区市町村が共同して設置した団体が行う区市町村振興事業

- (ア)特別区の自治に関する普及啓発等事業 予算額 185,100千円
(イ)東京39市町村の自治に関する実態調査及び普及啓発等事業 予算額 130,000千円

オ 区市町村職員共同研修事業

予算額 70,000千円

カ 日中友好交流事業

予算額 24,000千円

(4) 区市町村の振興に関する情報提供事業 (定款第4条第1項第4号)

自治の振興に寄与することを目的として、区市町村の紹介などを主な内容とした区市町村の情報誌「とうきょう 自治のかけはし」を発行し、区市町村職員及び一般住民が閲覧できるよう配布している。

予算額 2,750千円

令和7年度は、事業基金運用益を充当して3,000部発行した。事業費は1,870,000円。

(5) 広報活動

市町村振興宝くじの販売促進を図るため、広報活動を行っている。

令和7年度は次の広報活動を行った。

ア サマージャンボ宝くじの広報活動

- (ア)62区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼
(イ)職員の福利厚生団体機関誌による広報
(ウ)関係団体発行の広報誌による広報
(エ)新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報

- (オ)MXテレビによるPR放映(15秒・50回放映)

イ ハロウィンジャンボ宝くじの広報活動

- (ア)62区市町村に対し広報誌への掲載及びポスター掲示を依頼
(イ)職員の福利厚生団体機関誌による広報
(ウ)関係団体発行の広報誌及び区市町村HPによる広報
(エ)新聞広告

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、産経新聞、都政新報